

# 北海道がん対策推進計画の概要について

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本道において取り組むべきがん対策の基本的施策や個別目標を定め、道民一丸となってがんに負けない社会を実現するため策定。

### 2 計画と条例の関係

- ・「がん対策推進基本計画」及び「北海道がん対策推進条例」を踏まえ策定。
- ・計画の策定・変更は、条例により設置している「北海道がん対策推進委員会」において調査・審議。

### 3 計画の期間

平成25年度～29年度の5年間

## 第2章 基本方針と全体目標

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん患者等を含む道民の立場に立ったがん対策の推進</li> <li>○重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</li> <li>○目標とその達成時期の考え方</li> </ul>
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がんによる死亡者の減少</li> <li>○全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</li> <li>○がんになっても安心して暮らせる社会の構築</li> </ul>

## 第3章 重点的に取り組むべき課題

- 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
- がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- がん登録の推進
- 働く世代や小児へのがん対策の充実
- 本道特有の課題への対応

## 第4章 施策の方向と個別目標 ～ 第5章 分野別の主な取組

### 1 がんの予防

(1) たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未成年者、若い女性、妊産婦の喫煙防止</li> <li>○ 飲食店、職場・家庭における禁煙・分煙の促進</li> </ul>
(2) 生活習慣病の改善	○ 「野菜・果物摂取量の増加」、「定期的な運動の継続」など日本人に推奨できるがん予防法の普及啓発
(3) ウィルスなどの感染の予防や早期発見の促進、正しい知識の普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発がん要因であるHPVウィルス、化学物質など、道民への正しい知識の普及啓発</li> <li>○ 子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの普及啓発</li> <li>○ 肝炎ウイルス検査体制の充実</li> </ul>
【個別目標】 ・ 喫煙率を12%以下 ・ 果物摂取量が100g未満の者の割合を30%以下	

### 2 がんの早期発見

(1) がん検診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村、関係団体、企業等と連携した、がん検診受診促進の普及啓発</li> <li>○ 検診を受診しやすい環境の整備</li> </ul>
(2) がん検診の精度向上	○ 市町村がん検診の検診精度の維持・向上の促進
【個別目標】 ・ がん検診受診率を50%以上（肺・胃・大腸は、当面40%以上）	

### 3 がん医療の推進

(1) 患者の権利や意思が尊重される環境の整備	○ インフォームド・コンセントの実施体制の整備、セカンドオピニオンがいつでも適切に受けられる体制の整備
(2) チーム医療の推進、院内の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射線診断医や病理診断医等が参加するカンサーボードの開催</li> <li>○ 放射線療法・化学療法・手術療法の各種医療チームの設置と多職種でのチーム医療の推進</li> </ul>
(3) 放射線療法・化学療法・手術療法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性の高い人材の適正な配置と、多職種で構成されたチームの設置による、副作用・合併症、その他の苦痛に迅速かつ継続的に対応できる診療体制の整備</li> <li>○ がんの手術に携わる外科医の確保</li> </ul>
(4) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医歯大学と拠点病院等が連携した、がん診療に関する専門的かつ総合的な教育の環境整備</li> <li>○ がん医療に係る医療従事者が研修に参加しやすい環境の整備</li> </ul>
(5) がんと診断された時からの緩和ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緩和ケアの意義や必要性について医療・福祉関係者などへの普及啓発</li> <li>○ 全人的なケアを診断時から提供し、がん性疼痛をはじめとする様々な苦痛に対して適切な対応をするため、がん診療に緩和ケアを組み入れた診療体制の整備</li> <li>○ がん医療に携わる医師をはじめ医療従事者に対する人材育成等の促進と緩和ケア研修会の充実</li> </ul>
(6) 骨髄移植の推進	○ 骨髄移植の促進に向けた道民への普及啓発
【個別目標】 ・ 全二次医療圏に緩和ケアチームを1箇所以上設置 ・ 緩和ケアセンターが1箇所以上指定	

#### 4 女性特有のがん、小児がん、難治性がん等の対策

(1) 女性特有のがんに関する理解の促進と検診受診の促進	○ 乳がんや子宮がん、卵巣がんなど女性特有のがんへの理解の促進
(2) 小児がん対策の推進	○ 小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院をはじめ地域の医療機関との連携の促進
(3) 難治性がんについての情報提供の推進	○ 難治性がんについて正しい知識の普及
(4) 希少がんについての情報提供の推進	○ 希少がんについて正しい知識の普及
【個別目標】・小児がん拠点病院と関係医療機関との連携体制の確保	

#### 5 がん医療の提供体制

(1) がん医療の提供体制	○ がん診療連携拠点病院及びがん診療連携指定病院、小児がん拠点病院におけるがん医療の推進に必要な機能等の充実
(2) 在宅医療・介護サービスの提供体制	○ 在宅医療を提供する医療従事者等への緩和ケア研修の実施体制の整備 ○ 患者の多様なニーズに応じた多様な職種の連携の促進と地域完結型の医療・介護サービスの提供体制の整備 ○ 在宅医療提供体制及び急変患者や要介護者の受入体制の整備
(3) がん医療に係る施設・設備整備の促進	○ 緩和ケア病棟や手術・放射線治療設備等の整備の促進
(4) その他	○ 3 医大と拠点病院等との病理診断ネットワークの効果的な運用 ○ リハビリテーション提供体制の整備促進
【個別目標】・全二次医療圏に地域連携クリティカルパスの運用体制を整備・がん診療連携指定病院を整備	

#### 6 がん患者・家族への支援

(1) 相談支援体制の充実・強化	○ 道や市町村、医療機関、患者団体等が連携した道民へのがんに関する情報提供 ○ 相談支援センターの人材確保・育成と拠点病院間の連携の促進
(2) 患者及び患者団体等との連携・協働の促進	○ 道や拠点病院、がん患者等と連携した、身近な地域でピア・サポートが受けられる環境の整備 ○ 拠点病院等における患者サロンの設置の促進 ○ ピア・サポート、患者サロンのボランティアの相談技術の質の向上 ○ 患者団体間のネットワークづくりの促進
(3) 後遺症対策の推進	○ 後遺症により、日常生活に支障をきたしている方々への相談体制の充実 ○ リンパ浮腫に関する実態の把握と医師をはじめ医療従事者や患者に対するリンパ浮腫のケアに関する知識の普及
(4) がん患者への社会的支援の促進	○ がん患者・経験者の就労に関する状況の把握 ○ がんによる不採用や解雇、職場内での差別など就労上の不利益の防止、事業者等へのがんについての正しい知識の普及啓発 ○ 企業など広く民間と連携し、がん患者支援などのための募金・基金の設置の検討
【個別目標】・全二次医療圏に患者サロンが設置	

#### 7 がん登録

(1) がん登録実施医療機関の拡大	○ 地域がん登録の実施医療機関の拡大 ○ がん登録の法制化と国による一元的なデータの収集・分析の働きかけ
【個別目標】・全拠点病院等における院内がん登録の実施及び実施状況の公表・地域がん登録の登録医療機関数の増加	

#### 8 その他がん対策の推進に必要な事項

(1) がん教育の推進	○ 児童・生徒等を対象にした、がんの予防や早期発見等に関する健康教育の推進 ○ がんの予防や早期発見に関する講演会や市民講座の開催
(2) 道民運動の推進	○ がん征圧月間やがん予防道民大会などの実施による道民意識の向上
(3) 治験及び臨床研究の推進	○ がんに関する臨床研究や薬事法に基づく治験の成果などの道民へ提供
【個別目標】・全二次医療圏で生徒等を対象としたがん教育を年1回以上実施	

### 第6章 計画推進の手立て

#### 1 計画推進の手立て

道の「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」による達成状況の評価、効率的な予算活用のための選択と集中の強化、関係団体や企業との連携の強化、必要な財政上の措置。

#### 2 計画推進の体制

道、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者を含む道民の適切な役割分担によるがん対策の推進、北海道がん対策推進委員会による調査・審議、がん患者や家族、関係者からの意見の把握、北海道がん診療連携協議会・市町村・民間企業・がん患者団体等と道との連携の推進。

#### 3 推進状況の把握と評価

今後5年間の推進状況を計る指標の設定、施策の進捗管理と見直し。

#### 4 他の計画との関係

「がん対策基本法」第11条に定める都道府県計画、「北海道保健医療福祉計画」の個別計画の位置づけ。